

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松前町	神崎	令和3年3月17日	令和4年2月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	50.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	48.1ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	24.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.4ha
(備考)	

注1:③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年11月に実施したアンケート調査によれば81歳以上が19.7%、71歳以上が全体の55.2%に上る。今回12名が中心経営体となって引き受けるが、このメンバーの半数以上が65歳以上である。よって新規就農者等の新たな受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

神崎集落における農地の集約化に関する方針は、神崎集落を一つと考えこれ以上のゾーン分け(細分化)は行わず、中心経営体がつながりを強く持ち集落全体をカバーしていく。また、若手の新規就農者や定年退職者等が担い手になれるように中心経営体はその役割を果たしていく。

神崎集落の農地利用は中心経営体12名(内、認定農業者4名)が担っていくが、ある人にだけ大きな負担をかけずに全員に農地を少しずつ分配する方法を行っていく。また、今回のプラン以外に引き受け農地が出た場合は、「神崎農業会(任意団体組織)」の中で情報を共有し、意見を出し合い決定する。

農地の集約化の中で容易に規模拡大できるのが水稲と裸麦である。今回の12名の受け手の中で水稲・裸麦経営が2名しかいない。よってこの栽培での受け手を増やしていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・野菜	2.5 ha	水稻・野菜	2.8 ha	神崎集落
認農	B	水稻・裸麦	8.4 ha	水稻・裸麦	8.9 ha	神崎集落
	C	水稻	0.8 ha	水稻	1.1 ha	神崎集落
	D	水稻・野菜	1.9 ha	水稻・野菜	2.2 ha	神崎集落
認農	E	野菜	0.5 ha	野菜	0.7 ha	神崎集落
	F	水稻・野菜	0.8 ha	水稻・野菜	1.0 ha	神崎集落
	G	水稻	1.0 ha	水稻	1.4 ha	神崎集落
	H	水稻・裸麦	4.6 ha	水稻・裸麦	5.3 ha	神崎集落
認農	I	水稻・野菜	3.6 ha	水稻・野菜	4.5 ha	神崎集落
	J	水稻	1.6 ha	水稻	2.2 ha	神崎集落
	K	水稻	1 ha	水稻・裸麦	1 ha	神崎集落
	L	水稻・野菜	1.7 ha	水稻・野菜・裸麦	1.7 ha	神崎集落
計	12人		28.4 ha		32.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。